

# 年金基礎講座 ⑨

総務部 労務担当  
鈴木担当課長



今回は標準報酬月額や  
保険料についての  
トピックスです!!

しあわせな老後の  
ために、年金について  
知っておきましょう

Parker-Nenkin

給料が同じなのに厚生年金保険料が違う!? 検索 絞り込み検索

先日、当社で実際にあった話です。新入社員のA君とB君は初任給が同額なのに、給与明細書の厚生年金保険料が違ってました。A君とB君は疑問に思って総務部に問い合わせました。

厚生年金保険料（と健康保険料）は、標準報酬月額によって決まります。給料が同じなら標準報酬月額も同じになり、保険料も同じになるはずだ、と思うのは当然です。当社の場合、独身寮や社宅に入ると住宅手当が支給されないので、自宅からの通勤者と独身寮からの通勤者では基本給は同じでも給与総額は違ってきます。

しかし今回の場合、ふたりとも同じ独身寮に入っているのですその違いはありません。また、標準報酬月額算出の基準になる給与には1カ月当りの通勤手当も含まれますが、研修中は研修場所がいろいろ変わるので通常の通勤手当は支給されていません。それではなにが違っていたのかというと、じつは独身寮の部屋の広さだったのです。

会社は、社員の入社時にその標準報酬月額を決めて（「資格取得時決定」といいます）、健康保険組合、社会保険事務所、厚生年金基金に通知するのですが、その決定時の基準は「通貨による給与」プラス「現物給与」です。独身寮や社宅に入居している従業員の場合、給与明細書に載っている金額以外に上乗せされる金額があるのです。その額は「住宅の給与」については、畳1畳1カ月当り1,360円が標準価額と定められており、今回の場合、資格取得時決定で〔部屋の広さに応じた標準価額〕－〔本人負担（寮・社宅料）〕が現物給与の価額として初任給に上乗せされていました。結果として、ふたりの給与レベルがワンランク違ったので、標準報酬月額や保険料も違うということになりました。

なお、現物給与には「住宅の給与」の他、「食事の給与」「その他の給与（被服や自社製品）」がありますが、当社で通常発生するのは「住宅の給与」です。

Parker-Nenkin

子供が産まれた後の標準報酬月額の特例 検索 絞り込み検索

平成17年4月から「養育期間標準報酬月額特例制度」というのが始まりました。

どういう制度かと言いますと、**子供が3歳になるまでの間、その子供が産まれたときの標準報酬月額に比べて、その後の標準報酬月額が下がった場合、この制度の適用申請をすれば、徴収される保険料は低い方の標準報酬月額を使って計算され、将来受け取る年金額の計算の元になる標準報酬月額は高い方を使ってくれる**、というものです。

この場合の親というのは、両親どちらでもよく、両親がそれぞれ条件に該当すれば両親とも適用されます。また育児休業中であるかどうかは関係ありません。

この制度は発足から日が浅いこともあり、一般にはまだあまり知られていない制度です。該当者にとってはうれしい制度ですが、申請しなければ適用されず、適用条件に該当しているかどうか本人も会社もなかなか分からないのが難点です。

社会保険庁から連絡が来るわけでもなく、条件に該当していても知らずに2年間（時効期間）が過ぎてしまい、結局利用しないで終わってしまう（というか、本人も会社も全然気付いていない）、という会社が多いのではないかと思います。

現在当社では、この制度の適用条件に該当する従業員がいるかどうかを毎月調査し、新規に該当者が出た場合は本人にそのこととお知らせして申請手続をするように促しています。

Parker-Nenkin

賞与支給月に退職する場合は保険料は取られるの? 検索 絞り込み検索

厚生年金保険料（と健康保険料）は、毎月の給与と賞与から天引き控除されています。給与・賞与ともその月の末日に会社に在籍しているかどうかで、当月の適用の有無が決まります。

給与の場合、保険料の徴収は1ヶ月遅れになっていて、たとえば4月分保険料は5月給与で控除されます。

賞与の場合は1ヶ月遅れではなく、その賞与自体から保険料が控除されます。たとえば、賞与の支給日が6月26日の場合、退職日が6月末日だと賞与から厚生年金保険料（と健康保険料）が控除されますが、退職日が6月29日以前だと賞与に対する厚生年金保険料（と健康保険料）はかかりません。

もちろん、払わなかった厚生年金保険料は将来の年金額に反映しません。

Parker-Nenkin

育児休業中の保険料の特例 検索 絞り込み検索

この制度は、上記の養育特例制度に比べるとよく知られています。3歳未満の子の養育のために育児休業する従業員の健康保険料と厚生年金保険料が免除される制度です。保険料は免除されますが年金額には反映するので、該当する従業員にとっては嬉しい制度です。親の性別に関係なく、育児休業中であれば保険料は免除されます。

